政令第　号

地方森林会令

内閣は、森林法（明治四十年法律第四十三号）第十九条及び第三十七条の二の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条　地方森林会は、都道府県の区域ごとに置かれ、左に掲げる事項を処理する。

一　森林法第十八条第二項の規定による決議

二　森林法第五十五条第一項（第五十七条及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による裁決

（名称及び位置）

第二条　地方森林会には、その置かれた都道府県の名を冠し、その位置は、当該都道府県庁の所在地とする。

（組織）

第三条　地方森林会は、委員十五人以内で組織する。

第四条　委員のうち少くとも五人は、農林水産業、鉱業、治水、利水又は土木に関し学識経験のある者のうちから、その他の委員は、関係行政庁の職員のうちから、それぞれ林野庁長官が任命する。

第五条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、これに欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、非常勤とする。

（会長）

第六条　林野庁長官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（庶務）

第七条　地方森林会の庶務は、都道府県知事が処理する。

（議事）

第八条　地方森林会の会議は、委員（次条の規定により審議に関与することができない委員を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2　地方森林会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議関与の禁止）

第九条　委員は、左の各号の一に該当するときは、その事案の審議に関与することができない。

一　保安林の編入解除にあつては、その申請者、森林法第十八条第一項の通知を受けた者又は当該森林若しくは土地に関しこれらの者に属する権利を承継した者であるとき。

二　森林法第五十五条第一項の規定による裁決にあつては、その当事者又は関係人（同法第三十八条に規定するものをいう。以下同じ。）であるとき。

三　前各号の一に該当する者の配偶者、四親等内の親族、代理人又は保佐人であるとき。

四　第一号又は第二号に該当する法人の役員、合名会社の社員又は合資会社若しくは株式合資会社の無限責任社員であるとき。

（裁決の審議開始）

第十条　法第五十五条第一項の規定による裁決の申請があつたときは、会長は、遅滞なく当該申請書の写を相手方に送付しなければならない。

2　前項の規定により申請書の写の送付を受けた者は、その日から二週間以内に意見書を地方森林会に提出することができる。

3　地方森林会は、前項の期間が経過した後でなければ、当該事案を審議してはならない。

国立公文書館
National Archives of Japan

（裁決の範囲）

第十一条　第一条第二項の裁決は、当事者及び関係人の申し立てた範囲をこえることができない。

（裁決書）

第十二条　裁決は、文書をもつてするものとし、理由を附し、且つ会長がこれに署名捺印しなければならない。

2　裁決書の原本には、地方森林会の印章を押さなければならない。

（関係地方森林会との協議）

第十三条　地方森林会は、その処理すべき事項について他の都府県の利害に重要な影響を及ぼすような決議又は裁決をするには、あらかじめ、当該都府県の地方森林会の意見をきかなければならない。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　地方森林会規則（明治四十年勅令第三百四十七号）は、廃止する。

3　地方森林会規則による従前の地方森林会は、この政令の規定による地方森林会となり、同一性をもつて存続する。

国立公文書館
National Archives of Japan

理由

地方森林会の組織及び運営に関し、従前の地方森林会規則に代えて、森林審議会法の趣旨に合するよう新たな規定をする必要があるからである。

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan